

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	450	350	100	28.6
うち 出 資	450	350	100	28.6
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	450	350	100	28.6

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,051	601	450	74.9
うち 出 資	1,051	601	450	74.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,051	601	450	74.9

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		700	600	100
(内訳)	対象事業活動への出資等	700	600	100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		700	600	100
(財源)	財政投融资	450	350	100
	財政融資	—	—	—
	産業投資	450	350	100
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	250	250	—
	政府保証（5年未満）	250	250	—

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

脱炭素社会の実現に向けた世界的な社会や産業構造の大転換の中で、我が国においても「地球温暖化対策計画」に基づき 2030 年度、2035 年度及び 2040 年度において、温室効果ガス排出量を 2013 年度からそれぞれ 46%、60%及び 73%削減するとともに 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を目指す必要がある。

このため、脱炭素化に資する事業を、量・質の両面において飛躍的に向上させることが喫緊の課題である。

しかしながら、脱炭素化に資する事業は、一般的に大規模な初期投資が必要であり投資回収までに一定の期間を要すること、新技術や新たなビジネスモデルに対する知見の普及が十分でないこと、事業の実施地域や関係機関との合意形成に不確実性が伴うこと等の理由から、民間事業者単独では脱炭素事業に特有の制度的・経済的リスクを十分に引き受けることが困難な状況にある。その結果、脱炭素化に資する事業に対し、脱炭素社会実現に必要な水準には民間資金が十分に集まらず、①事業が実施できない又はビジネスモデルが確立されない（量の不足）、②マーケットにノウハウの蓄積が不十分であるためビジネスのエコシステムが確立されずに脱炭素ビジネス全体の健全な成長が促されない（質の不足）等の問題が生じている。

このため、公的出資等を活用したリスクマネーの供給が重要であり、呼び水効果を通じて民間資金を誘発していくことで、脱炭素社会実現に十分なマーケットを形成する必要がある。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

本機構は、民間が取り切れないリスクに対し、リスクマネーの供給を通じて、民間資金を誘発して脱炭素投資を促進し、民業を補完する役割を担っている。上記のとおり、脱炭素化に資する事業にかかるマーケットは総じて不十分であり、脱炭素化に資する事業を適切に選定し、公的出資等を活用したリスクマネーを供給すること自体が、民業補完につながるものと考えている。

例えば、地域における脱炭素化に向けた取組などについては、事業ノウハウや技術的知見が十分に普及していない場合、民間資金の流入が限定的となる傾向がある。こうした状況において、本機構は出資等により当該取組の着実な推進を後押ししている。本機構からの出資等は、民間事業者との協調出資等を条件とするものであり、民業補完の観点から適切な出資等比率を設定している。

なお、本機構が他の特殊法人等と協調して支援を行う場合には、他機関との重複排除の観点も踏まえ、政策目的との整合性を十分に確認した上で、呼び水効果の発現に留意しつつ、適切かつ効果的な対応を図っている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

本機構の支援対象事業は、一般会計の補助金等に過度に依存することなく、民間事業者による主体的かつ自律的な取組に基づき運営されること、及び当該事業が効率的・効果的かつ確実に実施されることとしている。

よって、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じた租税負担の抑制が図られている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

支援対象事業については、個別案件ごとに、支援内容、事業者が支援を求めるに至ったプロセス及び背景、各支援先企業の財務状況並びに回収見込額等について事前に精査した上で支援決定を行い、民間事業者の資金需要に応じて適切に資金実行している。

また、残高（ストック）の管理においては、個別の案件におけるリスクテイクと、全体としての元本確保の均衡を図るポートフォリオマネジメントにより、出資等の毀損回避及び一定の収益確保に努めている。なお、政府保証の償還について、貸付金回収金を原資としつつ、不足分については償還時に借換を予定する。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和8年度の要求においては、本機構に寄せられている民間事業者からの資金ニーズ等を踏まえ、各案件の確度を精査した実需に即した要求としている。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

	4年度	5年度	6年度
運用残額	98 億円	322 億円	180 億円
運用残率	49.0 %	80.4 %	72.0 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項
特になし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本機構は、世界全体における1.5℃目標の達成、及び地球温暖化対策計画に定める、我が国の温室効果ガス排出量削減目標の達成に資する事業に対し、出資等により民間単独では負担困難なリスクマネーを供給し、民間投資の促進を図るものである。

具体的には、太陽光発電事業等の再エネ事業とその有効利用率を向上させるために必要な蓄電池等の整備に係る事業や、脱炭素燃料の製造及びそれらを活用したプラント建設・運営に係る事業を対象としている。

なお、リスクマネーの供給に際しては、支援対象の精査を行うとともに、出資等先に対して専門的知見を活かした経営支援等を実施し、事業の着実な遂行及び政策目標の達成に資する体制を構築している。

(2) 必要とする金額の考え方

本機構が、令和8年度中に支援を行う蓋然性が相当程度高い事業について、出資等に必要な額を積算し、その額を要求している。

(3) 見込まれる収益

本機構は、長期的に収益性が見込まれる脱炭素化に資する事業を支援対象としており、安定的な利息・配当収入及び出資持分の売却収入等の獲得を見込んでいる。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本機構からの出資等は民間事業者との協調出資等を条件としており、民業補完の観点から適切な出資等比率を設定している。

2. リスク管理体制

支援対象事業については、個別案件ごとに、支援内容、事業者が支援を求めるに至ったプロセスや背景、各支援先企業の財務状況や回収見込額等について事前に精査した上で支援決定を行い、民間事業者の資金需要に応じて適切に資金実行している。

残高(ストック)の管理については、個別の案件におけるリスクテイクと全体での元本確保との均衡を図るポートフォリオマネジメントにより、出資等の毀損回避及び一定の収益確保に努めている。

モニタリングについては、モニタリング規程に基づき、個別案件の状況を継続的に把握・評価するとともに、必要に応じて脱炭素化委員会への報告等を行う体制を整備し、実効性ある運営を確保している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

本機構が、令和 8 年度中に支援を行う可能性がある事業に対する出資等の財源を円滑に確保するため、政府保証を要求するもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

本機構が、令和 8 年度中に支援を行う可能性がある事業について、出資等に必要な額を積算し、その額を要求している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

【経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(1) GX の推進

2050 年カーボンニュートラルの目標を堅持し、その実現に向けて、「GX2040 ビジョン」、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を踏まえ、分野別投資戦略に基づき、官民協調による 10 年間で 150 兆円超の GX 関連投資を推進する。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】

Ⅲ投資立国の実現 3. GX・DX の着実な推進 (1) GX

②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展

iv) GX 分野のスタートアップ支援とファイナンス支援の強化

GX 分野のスタートアップ育成のため、事業化に向けた一気通貫の支援や、国内の GX スタートアップの創出に向けた案件の掘り起こし、脱炭素化支援機構（JICN）によるリスクマネーの供給等の支援を行う。

③循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

ii) 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環業界と連携し、資源循環の高度化を進めるための担い手及び高度人材確保に取り組み、同分野を育成就労制度・特定技能制度の対象とする検討を進める。民間金融機関や、日本政策投資銀行、国際協力銀行、JICN 等と連携し、循環経済への移行に向けた民間投資の促進を図る。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社脱炭素化支援機構）

1. 各府省庁の政策評価の結果

株式会社脱炭素化支援機構は、資金供給その他の支援を通じて温室効果ガスの排出量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援しており、実投融资額を目標として設定し、その目標の達成に向けて順調に取組が進んでおり、引き続き取組を進める（政策評価書記載事項）。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

令和8年度においては、引き続き取組を進めるという政策評価の結果を踏まえ、脱炭素に資する多種多様な事業領域の案件を更に積極的に支援し、適切な管理を通じて政策的意義の実現と収益の確保を目指すこととし、これに必要な額を要求する。

6 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和6年度においては、営業収益は、利息収入等により4億円となった。一方、営業費用は、人員体制の整備や、投資事業有限責任組合へのLP投資に伴う投資事業組合運用損、営業投資有価証券の減損処理等により8億円となった。

この結果、当期の営業損失は4億円、営業貸付金の為替差損等を加えた経常損失は6億円、当期純損失は6億円となった。

また、投資活動の結果、当期末における貸借対照表上の営業投資有価証券は85億円、営業出資金は20億円、営業貸付金は69億円となった。

2. 決算の状況 ※表示単価未満は四捨五入

(1) 資産・負債・資本の状況

資産：348億円

負債：1億円

資本：347億円

(2) 費用・収益の状況

営業収益：4億円

営業費用：8億円

営業損失：4億円

経常損失：6億円

当期純損失：6億円